

さいたま市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則

平成24年12月 4 日

規則第116号

(趣旨)

第1条 この規則は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）の施行に関し、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成24年政令第286号）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。次条において「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(市長が必要と認める図書等)

第2条 省令第41条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けている場合 当該確認済証の写し
- (2) 法第54条第2項の規定により建築基準法第6条第1項の確認申請書を併せて提出しようとする建築物で、同法第6条の3第4項の規定による構造計算適合性判定が必要な場合 当該適合判定通知書又はその写し
- (3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の登録住宅性能評価機関が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類の交付を受けている場合 当該書類
- (4) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項の設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の断熱等性能等級の等級5以上及び一次エネルギー消費量等級の等級6に適合していることを示すものに限る。）の交付を受けている場合 当該設計住宅性能評価書の写し
- (5) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第14条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類の交付を受けている場合 当該書類
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、市長が必要と認める場合 市長が別に定める図書

(軽微な変更に関する証明書)

第3条 省令第46条の2の規定により省令第44条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請をしようとする者は、軽微変更該当証明書交付申請書(様式第1号)に必要な書類及び図書を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請に係る内容が省令第44条の軽微な変更に該当していると認める場合には、軽微変更該当証明書(様式第2号)を交付するものとする。

(申請の取下げ)

第4条 低炭素建築物新築等計画の認定の申請又は低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請を取り下げようとする者は、低炭素建築物新築等計画(変更)認定申請取下げ届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(認定しない旨の通知)

第5条 市長は、低炭素建築物新築等計画の認定又は低炭素建築物新築等計画の変更の認定(第8条においてこれらの認定を「認定」という。)をしないときは、認定しない旨の通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(報告)

第6条 認定建築主は、法第56条の規定により認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了したときは、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書(様式第5号)に必要な図書を添えて市長に報告しなければならない。

2 認定建築主は、法第56条の規定により前項の報告以外の報告を求められたときは、状況報告書(様式第6号)に必要な図書を添えて市長に報告しなければならない。

(取りやめる旨の届出)

第7条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめるときは、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の届出書(様式第7号)に認定通知書(低炭素建築物新築等計画の変更の認定を受けた者にあつては変更認定通知書)を添えて市長に届け出なければならない。

(取消しの通知)

第8条 市長は、法第58条の規定により認定を取り消したときは、認定を取り消す旨の通知書(様式第8号)によりその旨を認定建築主に通知するものとする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第79号）

この規則は、平成27年6月1日から施行する。ただし、第2条第3号の改正（「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第113号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第32号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第32号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

附 則（令和4年12月7日規則第90号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月27日規則第42号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日規則第45号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。